

議事の公開について（案）

検討会並びにワーキンググループの議事の公開については、以下のとおりとする。

- 議事要旨
議事要旨は固有名詞が特定されない形で事務局にて作成し、委員の了解のもと、中小企業庁及び金融庁のホームページで公表するものとする。
- 配付資料
事務局作成の配付資料は原則として公開する。委員作成の資料については、各委員の了解を得た場合に限り、公開する。
- 傍聴
会議は非公開とする。

以上